平成２４年（フ）第７９０号
埼玉県南埼玉郡宮代町宮代台３丁目４番７号
債務者　高橋　　豊
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７９９号
埼玉県川口市弥平２丁目５番13号　リヴェール401号
債務者　伊原　英人
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８０１号
神奈川県横須賀市岩戸５丁目８番16号、住民票上の住所埼玉県久喜市青毛１丁目12番地19　103
債務者　閔　　龍一
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８２２号
埼玉県川口市大字赤井658番地の41
債務者　熊井　　功
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８２５号
さいたま市浦和区大東１丁目７番５号203
債務者　上野　　豊
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８３３号
さいたま市北区東大成町２丁目237番地　大宮本村団地２―102
債務者　山口　康雄
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８４７号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字小久喜1353番地１
債務者　加藤　高夫
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８５５号
さいたま市浦和区東仲町12番９号　パーレンス東仲町205号
債務者　北村　仁美
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８９０号
埼玉県川口市戸塚鋏町11番27号　第３朝朗荘２号棟105号室、旧住所埼玉県川口市大字赤山309番地　ベルドゥムール川口東706号室
債務者　目黒　　健
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８９２号
埼玉県幸手市栄６番12―508号
債務者　石山　一男
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８９５号
さいたま市浦和区木崎５丁目17番14号503
債務者　清水　雄三
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９１７号
さいたま市西区大字宝来1583番地３　ハピネス指扇壱番館203号室
債務者　金沢智恵美
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２９２号
沖縄県那覇市辻２丁目12番11号
債務者　岸本　ナミ
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第６０号
栃木県佐野市田沼町121番地１
債務者　吉田　　誠
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月17日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第２６７号
愛知県知立市東栄１丁目60番地　日の出荘Ｂ号
債務者　岡田　博子
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月20日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１２７７号
神奈川県大和市中央林間西４丁目５番10号　北信運送寮
債務者　山崎　　守
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４５２号
横浜市神奈川区菅田町1602番地　サンモール富士塚１―504号
債務者　中尾　寛章
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部